

非会員の当会主催研修会・学会等への参加取扱い

制定 平成24年7月28日

区 分	他職種関係者	栄養士養成施設の 学生	一般県民
研 修 会	会員とは別の参加 費を徴収する	会員と同等以下の 条件で参加を認め る	不特定多数を対象 とした研修会の対 象とする
学 会 等	会員と同等の条件 で参加を認めると ともに、別途参加 費を徴収する	会員と同等以下の 条件で参加を認め る	会員と同等の条件 で参加を認める

<備考>

- * 栄養士免許取得者が、入会手続き中もしくは入会を勧誘し、入会の申込書を提出
の場合は研修会・学会等ともに会員と同等の条件で参加できる。
- * 会員とは別の参加費は、研修会の開催要領に明示する。